

村からのお知らせ をまとめてお届け!

広報しょうわ

■ 令和2年8月5日発行 No.025
■ 編集・発行 昭和村役場 総務課 総務企画係
〒968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島 652
TEL 0241-57-2111 FAX 0241-57-3044 (代表)

募集

野生きのこ出荷制限解除に向けた説明会開催のお知らせ

平成23年の東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響により、現在昭和村では野生きのこの出荷が制限されています。

解除にあたっては、品目ごとの定点観測を要しますので、野生きのこを採取してくださる**村民の皆様のご協力**が必要です。

今年度についても森林組合の業務委託による採取となりますので、**一部のきのこを除いては森林組合との契約を必要***としますのでご了承ください。

*マツタケに関しては、役場から県へ検査を直接依頼しますので、契約は不要となります。

上記の取組にご協力いただける方は下記の日に開催する説明会にお集まりください。

当日はマスク着用の上、ご参加お願い致します。

●開催日時 令和2年8月12日(水)
午後6時30分～

●場 所 昭和村公民館 1階和室

☎ 産業係 ☎ 57-2117

周知 下平運動広場の水道設備復旧について

水道設備故障のため使用できなかった下平運動広場のトイレ及び水道が利用可能となりました。

また、健康増進施設も利用できるようになりましたので、各施設利用を希望される方は、公民館までお申し込みください。

☎ 教育委員会 ☎ 57-2114

周知

リサイクルボックスの設置について

8月5日(水)より、資源ごみをいつでも持ち込みできるリサイクルボックスの運用を開始します。通常の収集で出し忘れたもの、少量のものでも構いませんのでお気軽にご利用ください。



●場 所

小中津川字石仏 1836 すみれ荘敷地内

●対象物

新聞、雑誌、チラシ、ダンボール

●出し方

通常の収集と同様、十字に縛り出して下さい。
少量のダンボールは畳んで出して下さい。

ご不明な点は下記担当へお問い合わせ下さい。

☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645

周知

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うイベント・事業等の中止について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のイベント・事業は中止となりますので、お知らせします。

日程	イベント・事業名	区分
7-8月	草加市自然教室受け入れ	中止
10月25日	イチヨウまつり	中止

☎ 新型コロナウイルス感染症対策本部
(保健福祉課) ☎ 57-2645

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

周知 令和2年 昭和村農業委員会新体制

任期満了に伴う改選により、令和2年7月20日(月)から新体制となった13名の昭和村農業委員会委員をご紹介します。

○農業委員

職名	氏名	地区
会長	菅 家 勝	下中津川
会長 職務代理者	五 十 嵐 吉 彦	大 芦
	工 信 幸	小中津川
	栗 城 義 徳	下中津川
	本 名 智	両 原
	本 名 亀 雄	下中津川
	渡 邊 正 志	小 野 川
	佐 々 木 元 夫	松 山
	栗 城 金 一	中 向
	渡 部 一 孝	野 尻
	酒 井 晶 雄	佐 倉

○農地利用最適化推進委員

氏名	地区
本 名 敬	下中津川
長 谷 川 洋	下中津川

○任期

令和2年7月20日～令和5年7月19日（3年間）

☎ 農業委員会 ☎ 57-2117

イベント 「矢ノ原湿原」 観察会について

9月3日(木)午後1時30分から、矢ノ原湿原現地観察会を開催します。

今年も、福島大学の黒沢先生と一緒に湿原を歩きながら、様々な植物を観察しましょう。(新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止とする場合があります。)

- ・参加費：無料
- ・参加申込：教育委員会まで電話等でお申し込みください
- ・集合場所：矢ノ原湿原駐車場
- ・持ち物：長靴等（ぬかるみを歩く可能性があります）、マスク等

※小雨決行

☎ 教育委員会 ☎ 57-2114

周知 昭和駐在所からのお知らせ

○あおり運転の罰則が強化されました。

道路交通法一部改正により、

「他の車両を妨害する目的で危険を生じさせるおそれのある方法で一定の違反をすること」が**あおり運転（妨害運転）**の認定となります。

罰則も、

- ・3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・免許取り消し（2年間再取得禁止）

※車だけでなく、自転車も対象となります。

あおり運転から身を守るためには、**ドライブレコーダーの取り付けが最も有効**です。**可能であれば前後に取り付けましょう。**

○水難事故にご注意ください。

夏休みは水難事故が多く発生しています。

釣りや川遊びなど水辺で遊ぶ機会が増えますので十分注意してください。

～子供の水難事故防止のための重点事項～

- ・子供たちだけで水遊びに行かない
- ・危険な水辺には近づかない
- ・付き添いの大人は、子供たちから目を離さない
- ・水辺やボートで遊ぶ時には、ライフジャケットを着用

☎ 会津坂下警察署 昭和駐在所 ☎ 57-2110

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

募集 糸づくり研修会の募集

奥会津昭和村は、高品質なからむしの生産地であり、越後上布・小千谷縮布への原料供給地としても広く知られています。古より伝わるからむしの生産技術は歴史も長く、国選定保存技術として高い評価を受けています。

この研修事業では、先人たちの思いを継承し伝統技術を未来に繋げるため、上質なからむしを使用し、極細の績み糸を作ることのできる高い技術を持った績み手の後継者を育成します。

1. 目的

からむし糸づくりの高度な技術を習得し、仕事として糸作りに従事できる人材を育成します。

2. 内容

からむしの上布づくりを目指し、細く均一な糸(麻番手100番)を月3総^{かせ}(75g)績む技術を身に着けることを最終的な目標とし、各々の習熟度に応じて指導を行います(未経験者でも大丈夫です。)

3. 研修期間 最長6ヶ月間

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、期間の短縮・延期・中止になる可能性があります。

4. 研修方法

- ・原則週5日(月～金)午前9時から午後5時までからむし会館にて糸作りを行います。
- ・研修期間中必要な物品(電子秤など)は貸出します。
- ・糸の質・量ともに課題を設け、日誌(指定様式)に作業時間及び糸の量を記入し、毎月末に1ヶ月間績んだ糸を提出して品質等について評価を受けます。
- ・欠席・遅刻が多いなど研修態度が良好でない場合、また、課題(目標)を達成できない場合は、研修を中止する場合があります。

5. 研修中の助成等

研修期間中に、以下のとおり月額15万円を目安に報償費を支払います。

- 1ヶ月～3ヶ月目まで
細い糸作りの基本的な技術を習得する期間となります。3ヶ月目に月1総(25g)以上を達成することを目標とします。糸量に関わらず月額15万円を支給します。
- 4ヶ月目
細く均一な糸を安定して作ることを目指す期間です。2総(50g)を目標に頑張りましょう。12万円+1総(25g)につき3万円支給します。

● 5ヶ月目以降

仕事として糸作りをする場合、早さも重要です。月3総(75g)を目指します。9万円+1総(25g)につき3万円支給します。

6. その他

研修中のケガ等については、村が加入する傷害保険の範囲内で対応します。

7. 募集人数 若干名

8. 応募資格

令和2年4月2日現在の年齢が満18歳以上45歳未満の方。性別不問、糸作り未経験可。

9. 募集期間

募集締切：8月31日(月)

選考会：9月9日(水)

研修開始日：10月1日(木)

※選考会に出席できない場合、個別に御相談ください。

※研修開始日については御相談下さい。

10. 応募方法

写真を貼った履歴書(健康状態、動機、日中繋がる連絡先を必ず記載してください)、志望動機(原稿用紙2枚程度)を下記送付先まで郵送又は直接持参にて提出してください。

〒968-0103

福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島611からむし会館内

昭和村からむし後継者育成協議会 事務局
(昭和村役場からむし振興室)

11. 選考方法

書類および面接による選考会を行います。応募いただいた方に、選考会の時間、場所等の詳細を連絡いたします。

12. 研修修了後について

6ヶ月の研修で月3総(75g)の糸づくりを達成された方は、研修修了後、昭和村からむし後継者育成協議会に所属し、糸績みその他の仕事を紹介いたします。

☎ 昭和村からむし後継者育成協議会

☎ 57-2116

メール karamushi@vill.showa.fukushima.jp

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

周知 千歳学級「開級式」開催

令和2年度千歳学級開級式を開催いたします。学級生の皆様には別途ご案内いたしますが、学級に申し込まれていない方（対象：村内在住の65歳以上）も、是非この機会にお申し込みいただき、仲間と共に楽しく学びましょう。

- 開催日時 令和2年8月26日（水）
10:30～12:00
- 場所 昭和村公民館 2階研修室
- 内容 ①開級式
②防犯教室「今知っておきたい詐欺の手口と防犯対策」他
講師：会津坂下警察署昭和駐在所
主任 鈴木司氏
- 申込方法 **8月17日（月）まで**にお電話
でお申し込みください。
- ☎ 昭和村公民館 ☎ 57-2114

周知 昭和中学校資源回収ご協力の御礼

6月21日（日）の昭和中生徒会・同PTAによる資源回収では多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございました。

今年度の資源回収では、**88,028円**の大きな収益を得ることができました。この収益金は、生徒会および生徒活動後援会の活動資金として有効に活用させていただきたいと思っております。

今後とも、本校教育活動へのご支援とご協力を賜りますようお願いいたしまして御礼といたします。



昭和中学校長 星 文行
同PTA会長 青木 秀之
同生徒会会長 齋藤 愛里

☎ 昭和村中学校 ☎ 57-2201

周知 診療所からのお知らせ

直近の診療日をご案内いたします。

- **内科は毎週水曜日が一般外来休診日です。**
(検査・昭和ホーム回診・往診日、急患応相談)
- **歯科は完全予約診療です。**
(急患応相談、事前にお電話ください。)
- **土日祝日は休診です。**

月日	内科	歯科	バス
8月6日(木)	○	○	松山～野尻
7日(金)	休診	休診	
11日(火)	○	○	上昭和
12日(水)	○	○	バスなし
13日(木)	休診	休診	
14日(金)	休診	休診	
17日(月)	○	○	下中津川
18日(火)	○	○	上昭和
19日(水)	検査日	○	
20日(木)	○	○	松山～野尻
21日(金)	○	○	大芦

※12日(水)は内科も通常どおり診療を行います。

- **内科午前の診療は送迎バス利用者が優先となりますので予めご了承ください。**

※一般受付1番から3番程度（当日の状況による）までは先着順の診療となります。

- **内科 診療時間**
午前 9:00～11:30(受付11:15まで)
午後 14:00～16:00(受付16:00まで)
- **歯科 診療時間**
午前 9:00～11:30
午後 13:30～16:00

☎ 診療所 ☎ 57-2255

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

募集 特定公共賃貸住宅入居者募集

次のとおり、特定公共賃貸住宅の入居者を公募しますので、入居を希望される方は、期日までに役場産業建設課建設係までお申し込みください。

1. 入居募集戸数 1戸 (B棟 203号)

昭和村大字下中津川字住吉1番地

2. 住宅の構造等 平成8年度建築

床面積 81.94㎡

3. 家賃及び敷金等

家賃 月額 25,000円

敷金 75,000円

共益費(共同管理分)は別途徴収とする。

4. 入居予定日 令和2年9月1日(火)

5. 入居者の資格

(1)自ら居住するため住居を必要とする者のうち、現に同居または同居しようとする親族(婚約者等を含む。)がある者。

(2)単身入居者

①地域振興を図るため都心部からのUターン、Jターン等による入居者

②人口の流出を制御するための入居者

(3)所得の基準

①扶養控除後の入居世帯員の合計所得額が、20万円以上で60万1千円以下に該当する者

②単身入居者で、月収20万円に満たない者は、所得の上昇が見込まれる者

6. 入居申込必要書類

(1)住宅入居申込書(用紙は役場産業建設課建設係にあります。)

(2)所得証明書

本人及び入居予定同居親族(婚約者を含む)について、市町村長発行の前年の所得証明書。15歳以上全員とし、学生は在学証明書とする。

ただし、前年の所得証明書の発行が受けられない場合にあっては、給与所得者については、前年の源泉徴収票と前々年の所得証明書。事業所得者等については、前年の確定申告書等所得の収支を記載した明細書と前々年の所得証明書とする。

(3)市町村長が発行する入居予定者全員の納税証明書

(4)入居予定者全員の住民票

7. 申込締切日

令和2年8月14日(金) ※正午必着

8. 入居者の選考方法

入居の申し込みを受理した戸数が募集戸数を超える場合は、次に該当する者のうちから入居者を決定する。

ただし、これによりがたい場合は、公開抽選により入居者を決定する。

なお、今回の入居募集について、応募者が募集戸数に満たなかった場合は、随時受け付けます。

(1)住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者。

(2)他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者、又は住宅がないため親族と同居することができない者。

(3)住宅の規模、設備又は間どりと世帯構成との関係から衛生上又は道徳上不適当な居住状態にある者。

(4)正当な事由による立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者。

(5)住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者、又は、収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者。

(6)住宅に困窮していることが明らかな者。

☎ 産業建設課 建設係 ☎ 57-2123